

児童虐待防止推進月間及び女性に対する暴力をなくす運動について

1 概要

国においては、平成 16 年度から、児童虐待防止法が施行された 11 月を「児童虐待防止推進月間」と位置づけ、深刻な社会的問題である児童虐待に対する社会的関心の喚起を図るため、集中的な広報・啓発活動を実施している。

また、11 月 12 日から 25 日までの 2 週間は、「女性に対する暴力をなくす運動週間」と位置づけ、特に 11 月 25 日は「女性に対する暴力撤廃国際日」とされており、社会における意識啓発等、女性に対する暴力の問題に対する取り組みを一層強化することとしている。

2 本市における取り組み

本市においては、平成 28 年度の母子保健法等の改正により、虐待の予防及び早期発見が明文化され、子育て世代包括支援センターの設置が法定化されたことを受け、平成 29 年 7 月から、いわきネウボラを本格スタートさせ、保健師や CW のほか、家庭相談員や女性相談員を含めた地区保健福祉センターを拠点とした相談支援体制の強化に努めてきたところである。

こうした中、児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応等の啓発を行い、また、暴力は性別を問わず許されるものではなく、男女共同参画を推進するために克服すべき課題であることを市民に認識してもらい、暴力防止の意識啓発と、性差別の解消を目的として、次のとおり広報活動を実施する。

(1) 広報いわき・市HPにおける啓発

広報いわき 11 月号及び市HPに児童虐待防止、女性に対する暴力防止の啓発記事を掲載した。

(2) 児童虐待防止リーフレット及びポスターの配布・掲示

従来から、国が作成したリーフレット及びポスターを地区保健福祉センターの窓口において配布・掲示していたが、今年度は、子ども・高齢者・障がい者等の見守り活動等を行う「いわき見守りあんしんネット連絡会」の会員団体や事業所等へも、リーフレット・ポスターを送付し、活動について周知を行った。

(3) 街頭啓発の実施

市内の商業施設 2 か所において、こども家庭課、地区保健福祉センター（女性相談員、家庭相談員を含む）、福島県浜児童相談所、民間のDV防止支援団体である、いわきふれあいサポートと共同で、市民に対しパンフレットを配布し、広報・啓発活動を実施する。

(4) CAPいわきによる児童虐待防止ワークショップの開催

今年度は、啓発期間中に、子どもの人権に関する教育活動を行う団体である「CAPいわき」へ、子どもへの暴力防止に関する「CAPおとな向けワークショップ」の開催を依頼。

(5) パープルライトアップの実施

女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンにちなんで、全国の施設で実施されるパープルライトアップを「いわきマリンタワー」で実施する。